

令和5年度

港湾空港関係の工事・業務における 総合評価等の実施方針について

令和5年3月

国土交通省関東地方整備局

港湾空港部

令和5年4月1日以降に公告する工事に適用するものです。

- ◆本運用方針に基づき個別に適用される評価項目等は、入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は予告なく変更する場合がありますので、ご承知おき願います。

工事関係

1. 配置予定現場従事者（潜水作業管理者）の資格【追加】
2. 「インフラDX大賞（旧称 iConstruction大賞）」の評価【改称】
3. 配置予定技術者の同種工事の施工経験の緩和【見直し】
4. 技術提案で記載できる技術（工夫）数の明確化【見直し】

1. 配置予定現場従事者(潜水作業管理者)の資格

(追加)

令和5年4月1日公告案件から試行

■実施概要

建設業における担い手育成等を図るため、港湾空港等工事における総合評価落札方式の「企業の技術力」として、配置予定現場従事者(潜水作業管理者)が、特別港湾潜水技士の資格を有する場合に評価する。

■総合評価における加点

評価項目	評価基準	配点
配置予定現場従事者 (潜水作業管理者)の資格	「特別港湾潜水技士」の資格の保有あり	1点
	「特別港湾潜水技士」の資格の保有なし	0点

■留意事項

- ・配置予定現場従事者の氏名、保有している資格が確認できる証明資料等は、申請時においては添付は不要とし、工事受注後に提出するものとする。
- ・履行が認められなかった場合は、技術提案による不履行とは別に工事成績評定を減点する。

2. 「インフラDX大賞」の評価(旧称:iConstruction大賞)

令和5年4月1日公告案件から試行

■実施概要

国土交通省では、建設現場の生産性向上に関する優れた取組を表彰し、ベストプラクティスを広く普及・展開することを目的に、平成29年度に「iConstruction大賞」を創設した。令和4年度より、この取組みをさらに拡大し「インフラDX大賞」として表彰することとなった。

それに伴い、これまで「iConstruction大賞」として、総合評価落札方式の「企業の技術力」における優良工事表彰の評価項目において加点されていたものと同様に「インフラDX大賞」で表彰されたものについても加点の対象とする。

■総合評価における加点

- ・ インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。
- ・ インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）で受賞した工事については、その工事が地方整備局管内の優良工事表彰又は、安全管理優良表彰等を受賞した工事である場合はインフラDX大賞の加点のみとし重複した加点点評価は行わない。
- ・ 対象期間については、過去3年間を対象とする。
- ・ 連続表彰による累積加点は行わない。
- ・ 評価項目の表彰の適用時期は、8月1日とする。

■提出書類

受賞者に授与された「表彰状」の写し

2. 「インフラDX大賞」の評価

■総合評価における加点

評価項目		評価基準	配点			
			施工能力評価型			技術提案評価型
			Ⅱ型	I型	施工計画重視型	S型
配点の上限	①+②+③+④+⑤	※累積しても点数に上限あり	3		1	2
インフラDX大賞 ※国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものを対象 ※工事種別は問わない ※過去3年間を対象 ※複数年受賞の累加無し	①	国土交通大臣賞又は優秀賞の受賞あり	2		1	2
優良工事表彰 ※関東地方整備局（港湾空港関係）発注工事の当該工事種別で表彰されたものを対象 ※過去3年間を対象 ※複数年受賞の累加無し	②※	局長表彰有り	2		1	2
	③※	事務所長表彰有り	1		1	1
	④※	優良下請負企業表彰有り	1		1	1
		表彰の実績なし	0		0	0
安全管理優良受注者表彰 （過去1年間）	⑤※	表彰有り	1		1	1
		表彰なし	0		0	0

※**インフラDX大賞**（国土交通大臣賞、優秀賞）を受賞した工事については、地方整備局管内の優良工事表彰と重複した加点評価は行わない。

3. 配置予定技術者の同種工事の施工経験の緩和

■実施概要

令和5年4月1日公告案件から試行

総合評価落札方式における競争性の向上と担い手の育成・確保を図るため、港湾空港等工事における総合評価落札方式の「配置予定技術者の技術力（同種工事の施工経験）」において、当該工事の同種工事の技術要件で設定された実績を有する工事で、施工経験時の立場が監理（主任）技術者あるいは現場代理人の実績の場合も加点対象とする。

・総合評価における加点【現状】

評価項目	評価基準	配点				
		施工能力評価型			技術提案評価型	
		II型	I型	施工計画重視型	チャレンジ型	S型
同種工事の施工経験	より同種性の高い工事					
	①施工経験時の立場が監理技術者、主任技術者、現場代理人の場合	7(4)		4(3)	4(2)	5(3)
	②施工経験時の立場が担当技術者の場合	4(2)		3(2)	2(1)	3(2)
	同種性が認められる工事					
	③施工経験時の立場が監理技術者、主任技術者、現場代理人の場合	4(2)		3(2)	2(1)	3(2)
	④施工経験時の立場が担当技術者の場合	2(1)		2(1)	1(1)	2(1)
当該工事の同種工事の技術要件で設定された実績を有する	0(0)		0(0)	0(0)	0(0)	

・総合評価における加点【変更】

評価項目	評価基準	配点				
		施工能力評価型			技術提案評価型	
		II型	I型	施工計画重視型	チャレンジ型	S型
同種工事の施工経験	より同種性の高い工事					
	①施工経験時の立場が監理技術者、主任技術者、現場代理人の場合	7(4)		4(3)	4(2)	5(3)
	②施工経験時の立場が担当技術者の場合	4(2)		3(2)	2(1)	3(2)
	同種性が認められる工事					
	③施工経験時の立場が監理技術者、主任技術者、現場代理人の場合	4(2)		3(2)	2(1)	3(2)
	④施工経験時の立場が担当技術者の場合	2(1)		2(1)	1(1)	2(1)
当該工事の同種工事の技術要件で設定された実績を有する						
⑤施工経験時の立場が監理技術者、主任技術者、現場代理人の場合	2(1)		2(1)	1(1)	2(1)	
⑥施工経験時の立場が担当技術者の場合	0(0)		0(0)	0(0)	0(0)	

※配点は、国土交通省、他省庁、公団等の実績に基づき設定。地方公共団体の実績の場合は（ ）書きの配点。

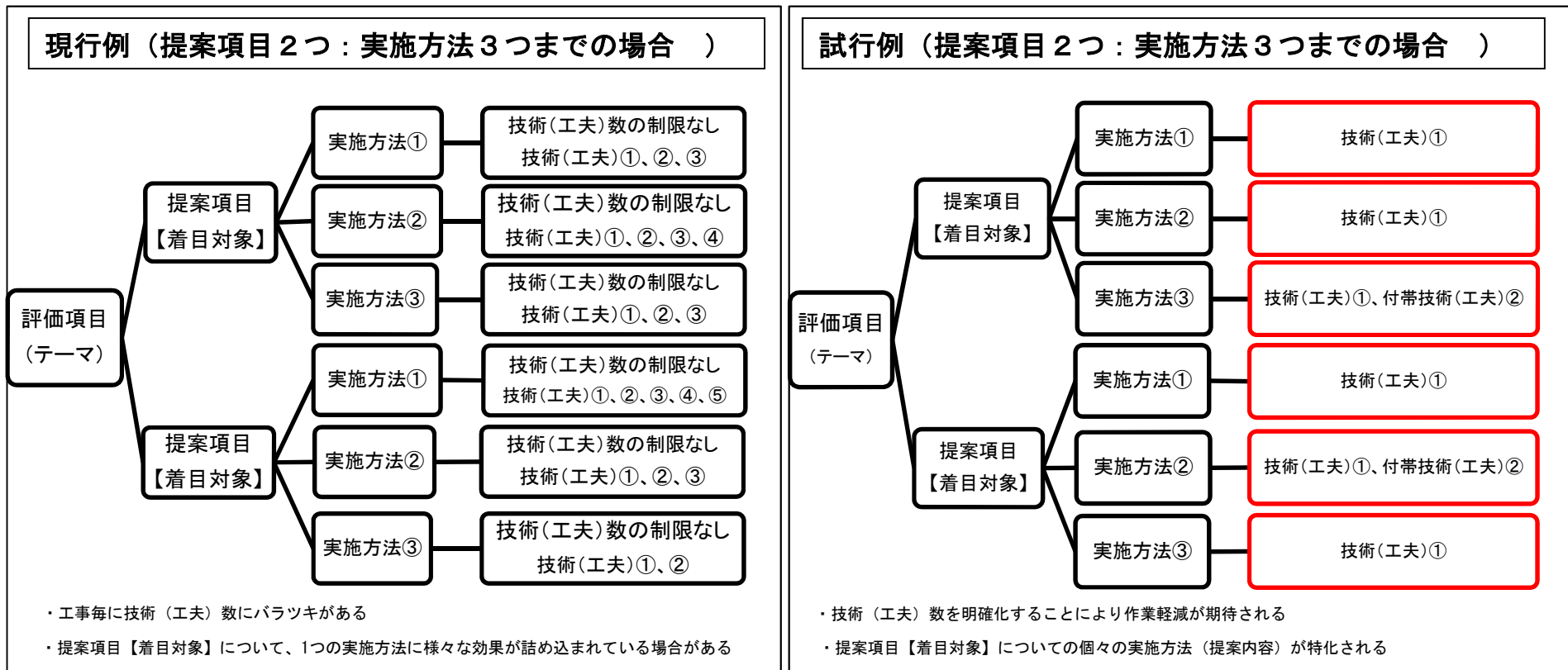
4. 技術提案で記載できる技術(工夫)数の明確化

令和5年8月1日公告案件から分任官工事を対象に試行
 (本官工事は、令和3年10月1日以降公告の案件より試行中)

■ 試行概要

総合評価落札方式における技術提案について、これまで実施方法に記載できる技術(工夫)数の上限を無制限としていたが、技術(工夫)を1つに制限することで、提案項目の着目対象と実施方法との関連性と課題解決方を明確にするとともに、官民双方の作業軽減など働き方改革推進の観点から、以下の試行を行う。

- ・実施方法1つにつき、『技術(工夫)』は1つまで記載できるものとする。
- ・ただし、組み合わせることで技術提案の効果が高くなる場合に限り『付帯技術(工夫)』を1つまで記載できるものとし、技術提案の効果が高くなることの根拠を簡潔に記載すること。



業務関係

追加・見直し等の該当なし